

岩手県告示第310号

地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）第9条第1項の規定により、次のとおり公立大学法人岩手県立大学の資産を特定する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

工具機器備品等

名 称	所在地	規 格	数 量	取得予定年月日
アイーナキャンパスネットワークシステム	岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号	公立大学法人岩手県立大学に備えておく仕様書に記載のとおり。	一式	平成30年3月30日